

# ドローンに関する **2つの規制** を御存知ですか？

ドローンの飛行は、**航空法** & **小型無人機等飛行禁止法** で規制されているよ！  
飛行に必要な手続きを忘れずに！

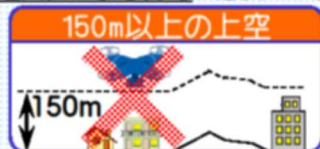


※ どちらの規制もかかる場合は、**両法の手続きが必要**です！

## 航空法の規制 **対象：重量200g以上のもの**

### ★ 飛行禁止区域

次の場所では、無人航空機の飛行は禁止されています。  
飛行させたい場合には、**国土交通大臣による許可**が必要です。



※ 寺院、神社、公園など、特定の場所への飛行は、地方自治体の条例により禁止されている場合があります。

### ★ 飛行の方法

無人航空機を飛行させる際には、次の方法に従って飛行させましょう！  
(飛行禁止区域での飛行許可を受けた場合や、飛行禁止区域以外の区域で飛行させる場合であっても、以下の条件を守らなければなりません。)

- ① 飲酒時の飛行禁止
- ② 飛行前確認
- ③ 衝突予防
- ④ 危険な飛行禁止
- ※ ⑤～⑩の方法によらずに飛行させたい場合には、**国土交通大臣による承認**が必要です。
- ⑤ 日中での飛行
- ⑥ 目視の範囲内
- ⑦ 距離の確保
- ⑧ 催し場所での飛行禁止
- ⑨ 危険物輸送の禁止
- ⑩ 物件投下の禁止

**違反時の罰則**：①に違反した場合は**1年以下の懲役**又は**30万円以下の罰金**、  
①以外に違反した場合は**50万円以下の罰金**に処せられる場合があります。

【無人航空機ヘルプデスク】

(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)  
電話：03-4588-6457

E-mail：hqt-jcab.mujiin@mlit.go.jp

【国土交通省航空局HP】

日本語  
English

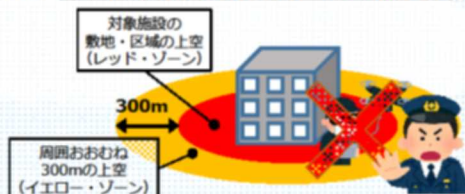


## 小型無人機等飛行禁止法の規制

**対象：重量200g未満  
を含む全てのもの**

### ★ 飛行禁止区域

重要施設及びその周囲おおむね300mの周辺地域の上空  
では、ドローン等の飛行が原則禁止されています。  
飛行させたい場合、**施設管理者等の同意**が必要となる  
ほか、**都道府県公安委員会等への事前通報**が必要です。



(対象施設) ※ 国会議事堂、首相官邸、危機管理行政機関、最高裁判所、皇居・御所、政党事務所等



～ 外国要人の来日やスポーツ大会等で、**時限的に飛行禁止区域が追加**されることがあります！**飛行前に確認を！**～

**違反時の措置**：警察官等が**飛行の中止などを指示**します。指示に従わない場合や操縦者が不明な場合などには、**飛行の妨害、機器の破損等**を行うこともあります。

**違反時の罰則**：警察官等の指示に従わなかった場合、**1年以下の懲役**又は**50万円以下の罰金**に処せられる場合があります。

(レッド・ゾーンでの飛行は指示の有無にかかわらず**罰則の対象**)

【警察庁HP】



日本語  
English



【総務省からのお知らせ】

技術マークが付いていない免許不要の無線機器(免許不要の無人航空機を含む)は、外国の規格に基づいているものであっても、国内では使用できず、違法使用になるおそれがあります。詳細は、総務省HPをご確認ください。



日本語  
English



警察庁  
National Police Agency



国土交通省